

平成 27 年 4 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社ガーラ
代表者名 代表取締役グループ CEO 菊川 暁
(JASDAQ・コード 4777)
問合せ先 管理部門担当部長 藤田 公司
(TEL 03-5778-0321)

第三者割当により発行される株式及び第 3 回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 23 日開催の当社取締役会において、下記のとおり第三者割当により発行される株式の募集（以下「本新株式」といいます。）及び第三者割当により発行される第 3 回新株予約権の募集（以下「本新株予約権」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

<本新株式の募集の概要>

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 払込期日 | 平成 27 年 5 月 11 日（月） |
| (2) 発行新株式数 | 299,800 株 |
| (3) 発行価格 | 1 株につき 1,001 円 |
| (4) 調達資金の額 | 300,099,800 円（差引手取概算額 298,499,800 円） |
| (5) 募集又は割当方法（割当予定先） | 第三者割当の方式により、すべての株式を Oak キャピタル株式会社 |
| | に割り当てる。 |
| (6) その他 | 前記各号については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件といたします。
また、当社は効力発生後に、割当予定先と本新株式に係る総数引受契約を締結する予定です。 |

<本新株予約権の募集の概要>

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 割当日 | 平成 27 年 5 月 11 日（月） |
| (2) 新株予約権の総数 | 10,910 個 |
| (3) 発行価格 | 13,768,420 円（本新株予約権 1 個当たり 1,262 円） |
| (4) 当該発行による潜在株式数 | 1,091,000 株（本新株予約権 1 個につき 100 株） |
| (5) 調達資金の額 | 1,213,868,420 円（差引手取概算額 1,211,238,420 円）
（内訳）新株予約権発行分 13,768,420 円
新株予約権行使分 1,200,100,000 円 |
| (6) 行使価額 | 1 株当たり 1,100 円 |
| (7) 募集又は割当方法（割当予定先） | 第三者割当の方式により、すべての新株予約権を Oak キャピタル株式会社 |
| | に割り当てる。 |
| (8) その他 | ① 本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日における行使価額の 150% を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下「取得日」という。）の 2 週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、 |

当該取得日において本新株予約権 1 個につき金1,262円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。

- ② 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

2. 募集の目的及び理由

当社グループの主力事業でありますオンラインゲーム事業において、オンラインゲーム市場を取り巻く環境は、ブロードバンド普及やユーザー嗜好の多様性などによって日々変化しております。また、オンラインゲームは、従来のコンソール型や携帯型、パソコンから次世代端末であるスマートフォンやタブレットなどに替わる中で、現在、当社がリーディングカンパニーとなるための重要な移行期と位置づけております。当社が持つオンラインゲームは、特に MMORPG (Massively Multiplayer Online Role Playing Game: 大規模多人数参加型ロールプレイングゲーム。インターネットを利用し、数千人規模のユーザーが同時に参加して遊べるロールプレイングゲームのこと。)における企画力や開発力などの強みをスマートフォンゲームアプリに活かし、競争優位性の確立を早期に目指す必要があります。

これらを鑑み、当社グループは主力事業をオンラインゲーム事業から、スマートフォンアプリ事業に移行すべく、スマートフォンアプリ事業に注力しております。

当社グループは、スマートフォンアプリ事業の早期収益化と将来に向けた成長を実現するため、平成 26 年 3 月 31 日に第三者割当増資による資金調達を実施いたしました。具体的な施策は、国内外のスマートフォンアプリの開発とそのビジネスの推進を行ってきました。平成 27 年 3 月期（前連結会計年度）では、主にゴルフゲームアプリ「Dungeons & Golf」（ダンジョンズ・アンド・ゴルフ）のバージョンアップを進め、恋愛シミュレーションゲームアプリ「もしカノ もしも彼女が...」、パズルゲームアプリ「Supermagical」（スーパーマジカル）、パズルゲームアプリ「Flyff Puzmon」（フリフパズモン）等のスマートフォンアプリ開発及びサービス開始を実施いたしました。「Dungeons & Golf」は、英語版のサービス開始後、各国の通信環境に対応するためのチューニングやデバッグ等、サービスの完成度を高める開発を進めてきましたが、ユーザーニーズの移り変わりが早く、積極的な販売促進や多言語版開発の計画を変更し、これらアプリのサービス提供による計画通りの収益化には至りませんでした。

そうしたなか、当社グループの得意分野である MMORPG のスマートフォンアプリ開発の進捗が早まり、当社グループが開発した PC オンラインゲーム「Flyff Online」（フリフオンライン）を題材にした RPG (Role Playing Game) のスマートフォンアプリ開発が早期に完成したことにより、平成 26 年 12 月に「Flyff All Stars」（フリフオールスターズ）英語版のサービス提供を開始いたしました。当社グループは、今後のスマートフォンアプリ事業の方向性を検討した結果、先に記載のとおり、他のゲームアプリが当初予定したよりもユーザーニーズの移り変わりが早かったこと等から、計画どおり収益化に至っていない実績等を鑑み、よりユーザーの獲得が見込め、得意分野である MMORPG アプリの開発及び提供に特化する判断をし、平成 26 年 3 月 31 日の第三者割当増資による資金のうち連結子会社 Gala Lab Corp.に充当予定の資金の未使用残額（76 百万円）を予定どおり充当するとともに、本資金調達により、日本をはじめ、主要地域でのマーケティング活動を充実させることを最優先に、新規 MMORPG 開発も踏まえ、資金調達の検討を進めてまいりました。

平成 27 年 3 月期（前連結会計年度）にサービス提供を開始しました「Flyff All Stars」につきましては、平成 26 年 12 月に Android 英語版を 130 ヶ国、iOS 英語版を 149 ヶ国でサービス提供を開始して以来、米国、欧州、オーストラリア、東南アジアを中心として、世界主要各国で順調にダウンロード者数を伸ばしております。また、平成 27 年 1 月 22 日付当社プレスリリース「スマートフォンゲームアプリ「Flyff All Stars」（フリフオールスターズ）の世界展開戦略に関するお知らせ」で発表しましたとおり、英語版の提供先を日本を含む全世界に拡大するとともに、英語以外の言語で配信することで、全世界のユーザーに向けてグローバルにサービス提供を展開してまいります。

今後、日本語版（連結子会社(株)ガーラジャパンが提供予定）と繁体字中国語版（台湾 Net Publishing Co., Ltd.が提供予定）については平成 28 年 3 月期にサービス提供を実施することが決定しており、また韓国語版、ドイツ語版、フランス語版、スペイン語版、ポルトガル語版、イタリア語版についても準備を進めております。

当社グループでは、競争優位性を確立するため、平成 28 年 3 月期より、以下の事業を実行してまいります。

- (1) 「Flyff All Stars」のグローバル展開の推進

- a. 多言語版開発及びコミュニケーション機能追加等のバージョンアップ版の提供
 平成 26 年 12 月にサービス提供を開始しました「Flyff All Stars」英語版は、その後、平成 27 年 3 月にチャットやギルド（複数人でのプレイ）等のコミュニケーション機能を追加し、ゲーム内キャラクターの追加等のバージョンアップを実施してきました。今後もユーザー間のコミュニケーション機能やマップの追加等のバージョンアップを進める予定であります。
 さらには、韓国語版、ドイツ語版、フランス語版、スペイン語版、ポルトガル語版、イタリア語版等のサービス提供の準備を進めてまいります。
 なお、これらに要する資金は自己資金を充当する予定であります。
- b. 日本におけるマーケティングの実施
 当社グループは、「Flyff All Stars」の日本語版の成功が、今後の当社グループの事業活動に大きく影響すると考えております。当社グループの PC オンラインゲームのダウンロード実績や売上高実績を鑑みると、日本はグローバルにみても有望なマーケットであることから、日本での「Flyff All Stars」の認知度を高め、ダウンロードを促進すべく、より効果的なマーケティングを実施すべきと認識しております。このため、マーケティングに資金を投下する必要があります。なお、マーケティング活動の主な内容は、各種メディアでのプロモーションとイベント開催を予定しており、サービス提供開始と同時にプロモーションも開始する予定であります。
- c. 米国におけるマーケティングの実施
 バージョンアップした「Flyff All Stars」の米国での認知度を高め、ダウンロードを促進すべく、より効果的なマーケティングを実施すべきと認識しております。このため、マーケティングに資金を投下する必要があります。なお、マーケティング活動の主な内容は、各種メディアでのプロモーションを予定しております。
- d. 欧州におけるマーケティングの実施
 バージョンアップした「Flyff All Stars」や今後展開予定のドイツ語版、フランス語版、スペイン語版、ポルトガル語版、イタリア語版の欧州での認知度を高め、ダウンロードを促進すべく、より効果的なマーケティングを実施すべきと認識しております。このため、マーケティングに資金を投下する必要があります。なお、マーケティング活動の主な内容は、各種メディアでのプロモーションを予定しております。

(2) PC オンラインゲーム「Rappelz」（ラペルズ）を題材とする本格 MMORPG アプリの開発

PC オンラインゲーム「Rappelz」は、グラフィックのクオリティの高さや多様なストーリー性などが特徴のヨーロッパスタイルの MMORPG であります。平成 18 年に韓国語版、日本語版及び英語版のサービス提供を開始し、平成 20 年にドイツ語版及びフランス語版を開発いたしました。その他にも繁体字中国語版、アラビア語版、ロシア語版等をサービス提供しております。

今回当社グループは、PC オンラインゲーム「Rappelz」のグローバルな成功を鑑み、当社グループの優良コンテンツである「Rappelz」を、スマートフォン向けに本格 MMORPG アプリとして開発（韓国連結子会社 Gala Lab Corp. で予定）に着手する予定であり、3 年間の開発人件費として、本新株予約権及びその行使により調達する 3 億円を充当いたします。

(3) PC オンラインゲーム「Rappelz」（ラペルズ）を題材とする本格 MMORPG アプリの提供におけるマーケティングの実施

上記(2)により開発されたゲームアプリのグローバル展開における各種メディアでのプロモーション等のマーケティング活動を予定しております。

以上の事業戦略を推進し、収益力を高めることが、将来における当社グループの経営基盤の安定化と企業価値の増大、ひいては既存株主様株主価値の向上につながるものと判断し、本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達行なうことを決定いたしました。

今回調達する資金は以下に充当する予定です。なお、詳細は下記「5. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載のとおりであります。

- ① ゲームアプリ「Flyff All Stars」の日本におけるマーケティング活動資金
- ② ゲームアプリ「Flyff All Stars」の米国におけるマーケティング活動資金
- ③ ゲームアプリ「Flyff All Stars」の欧州におけるマーケティング活動資金
- ④ PC オンラインゲーム「Rappelz」を題材とする新規ゲームアプリの開発資金
- ⑤ PC オンラインゲーム「Rappelz」を題材とする新規ゲームアプリのマーケティング活動資金

3. 資金調達の方法として本新株式及び本新株予約権を選択した理由について

当社は、当社の財務体質の強化や成長戦略において必要となる機動的な資金調達が見込めることや、当社の成長戦略及び資金需要の必要性、時期並びに経営方針、将来的な目標を理解していただいた上で、割当先を模索してまいりました。資金調達の方法としては、スマートフォンゲームアプリ事業の推進を目的とし、成長戦略に基づく先行投資という資金使途の性質や資金調達の実現性から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことといたしました。直接金融による資金調達の代表的な方法として公募増資という方法もありますが、当社の現在の業績の状況等を考慮すると必要な資金が調達できるかは不透明であり、実現可能性は低いと考えられることから、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。その一方で、本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせ今回の資金調達のスキームは、本新株式により、財務体質の強化及び事業成長のために、一定の額を速やかにかつ確実に調達できる方法であり直近の資金需要に対処するとともに、本新株予約権により割当先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、当社及び当社既存の株主にとっても、本新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があると判断して採用いたしました。なお、本新株予約権による資金調達が当初計画通りにできない場合、成長戦略に係る資金の支出予定時期を調整するとともに別途資金調達を検討することにより対応する予定であります。

4. 本新株予約権の主な特徴

本新株予約権の主な特徴は、次のとおりとなります。

- ① 本新株予約権は、発行当初から行使価格は1,100円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から1,091,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。
- ② 本新株予約権には、上記「本新株予約権の募集の概要」の「(8) その他」欄に記載のとおり、150%コールオプション条項により、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。
- ③ 本新株予約権には、上記「本新株予約権の募集の概要」の「(8) その他」欄に記載のとおり、譲渡制限条項が規定されており、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。

なお、当社が重視した本新株予約権のメリット及びデメリットとなる要素は以下のとおりであります。

<メリットとなる要素>

- ① 本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び割当株式数の双方が固定されていることから、既存株主の保有する株式価値の希薄化に配慮した内容となっております。上記の本新株予約権の主な特徴のとおり、本新株予約権は発行当初から行使価額は1,100円で固定されており、また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から1,091,000株で固定されているため、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。
- ② 割当予定先であるOakキャピタル株式会社は過去における上場会社を対象としたエクイティ・ファイナンスの実行に伴って、投資実績があり、失権なども発生していないこと及び当社が平成26年3月31日付で実施した第三者割当による新株式及び新株予約権の発行による資金調達の引受け先であり、当該新株式及び新株予約権の全額を払込み、また新株予約権の全てを速やかに行使した実績があることから本新株式及び本新株予約権の払込みの確実性が極めて高いと考えることができること。また、引受け後の本新株予約権の行使についても早期に実施されることが期待できること。
- ③ 割当予定先であるOakキャピタル株式会社はファイナンシャル・インベスターであり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がなく、当社の経営の独立性を維持したまま資金調達が可能であること。
- ④ 本新株予約権の行使は、その行使の時期（期間）が分散されることから、短期間に大量の株式を発行す

る公募増資などと比べ、当社株式の需給関係への影響を一定程度軽減させることが期待できること。

- ⑤ 本新株予約権には、上記「本新株予約権の募集の概要」の「(8) その他」欄に記載のとおり、150%コールオプション条項により、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。この結果、本新株予約権の行使による普通株式への転換を促進することで、自己資本の増強を図ることが可能となります。かかる取得条項により、当社は、成長戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又は、より有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、また、本新株予約権の行使を促進させるとともに、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を一定程度確保することができます。

<デメリットとなる要素>

- ① 本新株予約権の行使が進んだ場合、1,091,000株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じること。
- ② 本新株予約権の行使請求期間は平成27年5月11日から平成29年5月10日までの2年間であり、期間内に、市場の動向等の要因により、本新株予約権の行使が十分に進まない可能性があります。その場合、新たな資金調達などを検討しなければならなくなること。

5. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

本新株式

① 払込金額の総額	300 百万円
② 発行諸費用の概算額	2 百万円
③ 差引手取概算額	298 百万円

※ 発行諸費用の概算額の内訳は、登録免許税及び司法書士報酬 1.1 百万円、株式事務代行手数料 0.2 百万円、株式上場手数料 0.3 百万円を予定しております。

本新株予約権

① 払込金額の総額	1,213 百万円
② 発行諸費用の概算額	2 百万円
③ 差引手取概算額	1,211 百万円

※ 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権公正価値算定費用 1.5 百万円、登録免許税及び司法書士報酬 0.2 百万円、株式上場手数料 0.9 百万円を予定しております。

※ 本新株予約権につきましては、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株式

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
ゲームアプリ「Flyff All Stars」の日本におけるマーケティング活動資金	298	平成 27 年 5 月～ 平成 28 年 4 月

※1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

※2. 上記の本新株式による差引手取概算額 298 百万円につきましては、ゲームアプリ「Flyff All Stars」(フリオールスターズ)の日本におけるマーケティング活動に全額充当する予定であり、具体的にはメディアや WEB サイトでのプロモーションやイベント実施の費用に充当する予定であります。支出時期は平成 27 年 5 月から平成 28 年 4 月を予定しております。

当社グループが開発したゲームアプリ「Flyff All Stars」の展開において、平成 26 年 12 月に英語版のサービス提供を開始し、平成 27 年 5 月に日本語版のサービス提供(提供会社は連結子会社株式会社ガーラージャパン)を予定しております。日本のゲームアプリ市場はグローバルに見ても、ユーザー数や課金額等において、有数の市場環境を有していると見込んでおり、当社グループにとって「Flyff All Stars」の日本に

おける成功が非常に重要であると位置付けております。日本において、「Flyff All Stars」の認知度向上及び普及を図り、ダウンロード数や課金による収益確保を実現するため、マーケティングが重要であり、本新株式による調達資金は、このマーケティングを実施するため必要不可欠な資金であり、全額を確実な資金調達手段である本新株式による資金調達といたしました。

本新株予約権

具体的な用途	金額（百万円）	支出予定時期
① ゲームアプリ「Flyff All Stars」の米国におけるマーケティング活動資金	300	平成 27 年 5 月～ 平成 29 年 3 月
② ゲームアプリ「Flyff All Stars」の欧州におけるマーケティング活動資金	300	平成 27 年 5 月～ 平成 29 年 3 月
③ PC オンラインゲーム「Rappelz」（ラペルズ）を題材とする新規ゲームアプリの開発資金	300	平成 27 年 10 月～ 平成 30 年 9 月
④ PC オンラインゲーム「Rappelz」（ラペルズ）を題材とする新規ゲームアプリのマーケティング活動資金	311	平成 29 年 4 月～ 平成 31 年 3 月

- ※1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。
- ※2. なお、調達する資金のうち、本新株予約権の行使による調達額（1,211 百万円）につきましては、本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には、当初計画通りに資金調達ができない可能性があります。資金調達できない場合は、他の資金調達により充当、又は、中止・規模縮小等により対応する予定であります。
- ※3. また、上記の本新株予約権の差引手取概算額 1,211 百万円につきましては、「Flyff All Stars」の米国におけるマーケティング活動費用に 300 百万円を充当し、「Flyff All Stars」の欧州におけるマーケティング活動費用に 300 百万円を充当し、当社の PC オンラインゲーム「Rappelz」（ラペルズ）を題材とする新規 MMORPG アプリの開発に 300 百万円を充当し、当該ゲームアプリのマーケティング活動費用に 311 百万円を充当する予定であります。マーケティング活動費用については、現地における現在の他社ゲームアプリのマーケティング費用を参考に算出しており、新規 MMORPG アプリの開発費用は連結子会社 Gala Lab Corp.で開発した場合の想定人件費により算出してあります。

当社グループが進めております「Flyff All Stars」のグローバル展開において、米国及び欧州での多言語は自社グループでの展開を予定しており、米国及び欧州におきましても、日本同様にマーケティングが重要であると考えており、自社グループでマーケティング活動を実施するために資金を確保する必要があります。

また、当社グループは今後も MMORPG アプリの開発及び提供に注力し、新規 MMORPG アプリの開発・提供を継続することで、収益基盤を構築し継続的な収益獲得を目指しており、MMORPG アプリの開発・提供のための資金を確保する必要があります。

なお、新株予約権の行使による資金調達であるため、資金調達ができた段階において、下記の優先順位で着手する予定であります。

1. 「Flyff All Stars」の米国におけるマーケティング活動
2. 「Flyff All Stars」の欧州におけるマーケティング活動
3. 当社の PC オンラインゲーム「Rappelz」（ラペルズ）を題材とする新規 MMORPG アプリの開発
4. 当社の PC オンラインゲーム「Rappelz」（ラペルズ）を題材とする新規 MMORPG アプリのマーケティング活動

上記の資金用途につきましては、当社グループの経営状況及び財政状態により、計画の規模や時期の変更・停止・中止が比較的可能であるため、本新株予約権の行使状況により計画を推進することが可能であり、本新株式よっての資金調達ではなく、本新株予約権における資金調達と判断いたしました。

6. 調達する資金用途の合理性に関する考え方

前記 5.（2）に記載しました、ゲームアプリ「Flyff All Stars」のマーケティング資金は、各国又は地域でのプロモーション等のマーケティング活動に充当する資金であります。

なお、スマートフォンアプリ事業におけるアプリ開発費用は、韓国子会社で開発した場合の想定人件費であります。

これらは当社グループにおけるスマートフォンアプリ事業の立ち上げ、グローバル展開、収益化推進に必要な不可欠であり、本新株式の発行により、「2. 募集の目的及び理由」に記載の事業計画を推進し、日本及び欧米における「Flyff All Stars」の認知度向上及び収益獲得を実現し、スマートフォンアプリ事業

の早期収益化を図ることが、企業価値及び株主価値の向上につながるものであり、資金使途として合理的であるものと判断しております。

7. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株式

本新株式における発行価格は、割当予定先との協議の結果、本新株式に係る取締役会決議日の直前営業日（平成 27 年 4 月 22 日）の株式会社東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場における当社株式の終値 1,100 円を参考に 1,001 円（ディスカウント率 9.00%）といたしました。

上記払込金額は、直近の市場価格に基づくものが合理的であると判断したこと及び、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成 22 年 4 月 1 日）により、原則として株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の価格（直前日における売買がない場合は、当該直前営業日からさかのぼった直前営業日の価格）を基準として決定することとされているため、本新株式に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準といたしました。また、発行価格のディスカウント率につきましては、現在、当社グループにとってゲームアプリ「Flyff All Stars」の日本でのマーケティングにおいて、サービス開始と同時にプロモーションを実施する予定であり、マーケティング資金を速やかに調達することが急務であるため、当社の既存株主の利益保護を図りつつも、割当予定先に払込に応じていただき、早急かつ確実に資本増強を図ることを優先課題として、割当予定先と十分に協議を行いました。その過程で当社株式の直近 6 か月の終値が 173 円から 2,996 円まで変動するなど上下の変動幅が大きいこと、当社が前期まで 4 期連続の連結当期純損失を計上していること、平成 27 年 3 月期においても当期純損失を計上する見込であること等、当社の経営状況を勘案するとともに、割当予定先の要望を考慮いたしました。その結果、割当予定先に対しては一定のディスカウントをせざるを得ないと判断するとともに、他方で当社の既存株主の利益を考慮するため、上記日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を参考に、上記のディスカウント率を決定いたしました。

なお、当該発行価格は、取締役会決議日の直前営業日までの直近 1 か月間の終値の単純平均値 821.30 円（小数点第 3 位以下四捨五入）からは 21.88%のプレミアム率となり、直近 3 か月間の終値の単純平均値 935.05 円（小数点第 3 位以下四捨五入）からは 7.05%のプレミアム率となり、直近 6 か月間の終値の単純平均値 768.56 円（小数点第 3 位以下四捨五入）からは 30.24%のプレミアム率となっております。これは、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らしても、特に有利な金額には該当しないものと判断しております。また、監査役 2 名（全員社外監査役）が出席しており、①当社の事業環境及び財政状況が良好とは言えない中で早急かつ速やかに資金調達を行う必要性が高いため、発行価額について一定のディスカウントをすることはやむを得ないこと、②上記発行価格 1,001 円は、本件取締役会決議日の直前営業日の終値を参考にしていること、当該終値は当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格による株価であり、時間的にも本件取締役会決議日の株価に最も近接した時点のものであること及び③上記発行価額は上記日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠して決定したものであることから、当社の直近の財政状態及び経営成績等が反映されていると考えられることに鑑みて、特に有利な払込金額には該当しない旨の意見を表明しており、欠席した監査役（社外監査役）からも事前に同意見の表明を確認しております。

② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値算定を第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（住所：東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号、代表者：代表取締役 野口真人）に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価（1,100 円）、当社普通株式の価格の変動性（ボラティリティ 130.77%）、満期までの期間（2 年）、配当利回り（0%）、無リスク利率（0.004%）、発行会社の行動（基本的には割当先の権利行使を待つが、株価が行使価格の 150%を 20 営業日連続で超えた場合は、コールオプションを発動する。）及び割当予定先の行動（当社株

価が行使価額を上回っている場合に随時権利行使を行うものとする。ただし、1度に行う権利行使の数は95個(9,500株)とし、行使して得た株式は一定量(9,500株)ずつ売却するものとし、全て売却した後、次の権利行使を行う。)を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって、本新株予約権の評価を実施しております。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理的な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。この算定結果をもとに割当予定先と協議した結果、本新株予約権1個の払込金額を金1,262円(1株当たり12.62円)といたしました。また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向(取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等)を勘案するとともに当社株式の流動性を鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(平成27年4月22日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の1,100円と同額の1,100円といたしました。本新株予約権の行使価額を取締役会決議日の直前取引日における終値を参考とした理由は、直近の当社の株式価値を適正に反映していると判断したためであります。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均821.30円に対する乖離率は33.93%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均935.05円に対する乖離率は17.64%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均768.56円に対する乖離率は43.13%となっております。

また、本日開催の当社取締役会にて監査役2名(全員社外監査役)が出席しており、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当しない旨の意見を表明しております。

当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティングが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額と同額であることを判断の基礎としております。また、行使価額についても取締役会決議日の直前取引日における終値を参考に行使価額を決定したことについて、当該終値が直近の当社の株式価値を適正に反映しているとの会社の判断は妥当であるとする旨の意見も合わせて表明しており、欠席した監査役(社外監査役)からも事前に同意見の表明を確認しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の本新株式により発行される株式数299,800株及び本新株予約権の行使により発行される株式数1,091,000株の合計1,390,800株(以下、「今回発行株式総数」といいます。)(議決権数13,908個)は、平成27年4月23日(決議日)現在の発行済株式総数14,732,700株(議決権数147,300個)に対して9.44%(議決権ベースで9.44%、小数点第3位以下四捨五入)となります。

当社は、「2. 募集の目的及び理由」に記載の事業を推進し、日本及び欧米における「Flyff All Stars」の認知度向上及び収益獲得を実現し、スマートフォンアプリ事業の早期収益化を図ることが、企業価値及び株主価値の向上につながるものと判断しております。

本新株式及び本新株予約権の行使により発行される株式につき、割当予定先でありますOakキャピタル株式会社は長期保有の方針ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場にて売却していく方針ですが、当社株式の直近6か月間の1日当たりの平均出来高は3,862,009株、直近3か月間の1日当たりの平均出来高は4,209,124株、直近1か月間の1日当たりの平均出来高は3,390,304株、となっており、一定の流動性を有しております。なお、直近6か月間平均及び直近3ヶ月平均は、平成27年1月の株価急騰による出来高の増加の影響を受けております。一方、本新株予約権がすべて行使された場合の発行株式数1,091,000株を行使期間である2年間で行使売却とした場合の1日当たりの数量は2,221株となり、上記直近6か月間の1日当たりの平均出来高の0.06%、直近3か月間の1日当たりの平均出来高の0.05%。直近1か月間の1日当たりの平均出来高の0.07%となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

したがって、当社は本新株式及び本新株予約権による発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的な範囲であるものと判断しております。

8. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

本新株式及び本新株予約権

①	名 称	Oak キャピタル株式会社			
②	所 在 地	東京都港区赤坂八丁目 10 番 24 号			
③	代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼 CEO 竹井 博康			
④	事 業 内 容	投資事業			
⑤	資 本 金	3,512 百万円 (平成 26 年 12 月 31 日現在)			
⑥	設 立 年 月 日	大正 7 年 2 月 22 日			
⑦	発 行 済 株 式 数	48,331,620 株 (平成 26 年 12 月 31 日現在)			
⑧	決 算 期	3 月			
⑨	従 業 員 数	(連結) 18 名 (平成 26 年 3 月 31 日現在)			
⑩	主 要 取 引 先	一般法人			
⑪	主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、みずほ銀行			
⑫	大株主及び持株比率	山崎光博 7.56%、エルエムアイ株式会社 5.32%、株式会社 SBI 証券 4.62% (平成 26 年 9 月 30 日現在)			
⑬	当事会社間の関係				
	資 本 関 係	当該会社は当社株式100 株 (0.00%) を所有しております。			
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。			
	取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。			
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。			
⑭	最近 3 年間の経営成績及び財政状態				
		決算期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期
	連 結 純 資 産		1,891	1,269	4,192
	連 結 総 資 産		2,439	1,785	4,380
	1 株当たり連結純資産 (円)		84.04	52.20	90.39
	連 結 売 上 高		926	1,538	4,167
	連 結 営 業 利 益		△645	△329	570
	連 結 経 常 利 益		△656	△342	564
	連 結 当 期 純 利 益		△659	△485	554
	1 株当たり連結当期純利益 (円)		△29.77	△21.13	12.91
	1 株当たり配当金 (円)		—	—	—

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

※ 割当予定先であるOakキャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しております。当社は、同社が株式会社東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、同社が警察、顧問弁護士等との連携により、反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本方針を定めていることを確認し、また、過去の新聞記事、WEB等のメデイ

ア掲載情報の検索によっても、同社及びその役員と暴力団等の関係があることを認めることはできませんでした。

当社は、同社、同社役員及び主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等には該当せず、また、反社会的勢力等とは関係がないと判断しております。

（２）割当予定先を選定した理由

当社は、資金調達において、複数の投資家候補の中から割当予定先を選定するに当たり、当社の成長戦略において必要とする機動的な資金調達が見込めることや、当社の成長戦略、資金需要、資金調達の時期、経営方針、将来的な目標等、当社の状況を理解していただける割当予定先であることを重視し、検討を行ってまいりました。

その中で、Oak キャピタル株式会社は、当社の平成 26 年 3 月 31 日付で実施した第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行による資金調達を引き受けており、当該新株式及び新株予約権の全額を払い込み、また新株予約権を速やかに行使し、当社に対する資金供給を行ってきた実績があります。さらに、同社はゲーム開発会社への投資実績があることや、同社が上場企業向けファイナンスを数多く引受けた実績を持つことから、同社を割当先の有力候補と選定し、本ファイナンスの目的で面談を申込み、協議を実施いたしました。当社は同社に対して、当社の成長戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただきました。

そのうえで、同社から株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得る資金調達手法として、新株式及び新株予約権を同社に割当てる手法の提案を受けました。この提案内容は、他の証券会社や投資会社の提案内容に比べ、資金調達のタイミング及び金額等、当社のニーズに最も合致する条件であったことなどから、最終的に平成 27 年 4 月 23 日開催の当社取締役会において、同社を割当予定先として選定いたしました。

割当予定先の Oak キャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第 2 部に上場する独立系の投資会社として中立的な立場から、国内外において 10 年以上に渡り投資事業を行っております。特に潜在成長力を持つ上場企業向けエクイティ・ファイナンス投資の実績は豊富で、潜在成長力を持つ新興上場企業に対する投資も積極的に行っております。また、同社は資金調達の引受け等を行うインベストメントバンキング事業に加え、企業の成長戦略の策定や営業支援を行うアドバイザー事業などを手掛け、企業価値向上のための総合的な支援体制を築いております。

当社取締役会は当社の状況を鑑み、確実に資金調達を実現するために出席取締役全員の賛成により、本新株式の発行について検討及び決議いたしました。

（３）割当予定先の保有方針

割当予定先である Oak キャピタル株式会社と当社との間で、本新株式及び本新株予約権の行使により取得した当社株式について、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、平成 27 年 3 月 11 日に行った当社との面談において、同社は当社に対して、取得する当社株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを口頭で表明しております。

なお、同社が本新株予約権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承諾を要するものとしております。

なお、当社は、Oak キャピタル株式会社から、払込期日から 2 年以内に本第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先である Oak キャピタル株式会社から本新株式の払込金額、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に要する金額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受け

ており、Oak キャピタル株式会社の平成 27 年 3 月期第 3 四半期に係る四半期報告書に掲げられた四半期連結財務諸表から、割当予定先が係る払込みに要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先である Oak キャピタル株式会社と当社及び当社役員との間において、本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、また、その予定もありません。

(6) ロックアップについて

本新株予約権の募集に関連して、当社は Oak キャピタル株式会社に対して、Oak キャピタル株式会社との間で平成 27 年 5 月 11 日締結予定の「総数引受契約」の締結日以降（イ）払込期日から 6 か月間が経過した日又は（ロ）本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間、引受先の事前の書面による承諾を受けることなく、対象有価証券（以下に定義する。以下同じ。）の発行（但し、株式分割を含まない。以下同じ。）又は交付若しくは処分（公募か私募か、株主割当か第三者割当か、新規発行か自己株式の処分か、その発行若しくは交付の形態を問わない。以下同じ。）又はこれに関する公表を行わない。

当社が上記に違反した場合には、Oak キャピタル株式会社からの請求に従って、発行会社は次の各号を行わなければならない。

- ① 当該違反時点において Oak キャピタル株式会社が保有する発行会社の株式（本新株予約権の行使により発行又は交付された発行会社の株式を含む。）を、本新株予約権に係る行使価額の 150%相当額にて引受人から買い取る。発行会社の分配可能額が本新株予約権に係る行使価額の 150%相当額を下回る場合には、前文による取得の対価は分配可能額とし、引受人は分配可能額と本新株予約権に係る行使価額の 150%相当額の差額を違約金として発行会社に請求することができる。
- ② 当該違反時点において Oak キャピタル株式会社が保有する本新株予約権を発行価額の 100%相当額にて Oak キャピタル株式会社から買い取るとともに、その行使価額の 50%相当額に当該新株予約権の行使によって発行される株式数を乗じた金額を Oak キャピタル株式会社に対し支払う。

「対象有価証券」とは、当社普通株式並びに当社の普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券（新株予約権、新株予約権付社債、発行会社の株式への転換予約権又は強制転換条項の付された株式、及び取得対価を発行会社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。）をいうが、当社及び子会社の役員及び従業員に対して発行される新株予約権並びにこれらの者に対して既に発行され又は今後発行される新株予約権の行使に応じて発行又は交付されるもの、当社が Oak キャピタル株式会社と本契約の締結と同日付で締結する本新株式に係る総数引受契約に基づく当社普通株式の発行及び交付を除く。

(7) 先買権について

1. 新株式発行等の手続

当社は、払込期日から 2 年間、株式、新株予約権又は新株予約権付社債（以下「本追加新株式等」という。）を発行又は交付（以下「本追加新株式発行等」という。）しようとする場合には、次の各号を遵守しなければならないものとする。但し、Oak キャピタル株式会社が保有する本新株予約権の残高がなくなり次第、この権利は消滅する。

- ① 当社は、Oak キャピタル株式会社に対し、本追加新株式発行等を決議すべき取締役会の開催日の 2 週間前までに、その予定にかかる主要な条件・内容（本追加新株式等の種類、価額、数量、払込期日、引受予定先（以下「提案先」という。）の名称・所在地等を含むが、これらに限られない。以下同じ。）を記載した書面（以下「本通知書」という。）を交付しなければならない。
- ② Oak キャピタル株式会社は、本通知書を受領後速やかに、本通知書に記載された条件・内容により、本追加新株式等を引受けることを希望する旨を記載した書面（以下「応諾通知」という。）を

発行会社に交付することにより、本追加新株式等を本通知書に記載された条件・内容により引受けることができる。

- ③ 当社は、本項第(2)号に従い Oak キャピタル株式会社から応諾通知を受領しなかった場合のみ、本通知書に記載された条件・内容に従い、提案先に対してのみ、本追加新株式発行等を決議することができる。
- ④ 当社は本追加新株式発行等を決議したときは直ちに適用法令に従い開示するものとする。

2. 例外

前項の定めは、次の各号の場合には、適用されないものとする。

- ① ストック・オプション目的により、当社の役職員又はコンサルタント若しくはアドバイザーに対して新株予約権の付与を行う場合、又は普通株式の発行又は交付（上記ストック・オプション目的により付与された新株予約権の行使に基づくものを除く。）の場合において、発行会社の取締役会によって適法に承認された資本政策に従っており、且つ、その発行規模が発行済株式総数の5%（新株予約権の発行の場合には、当該新株予約権が行使された場合に交付される株式数を基準に判断される。）を超えないとき
- ② 開示書類に記載された既発行の第13回乃至第14回新株予約権の行使の場合において、当該行使又は転換が開示書類に記載された条件から変更又は修正されずに、当該条件に従って行われるとき
- ③ 上記の他、当社と Oak キャピタル株式会社とが、別途本条の先買権の対象外とする旨を書面により合意したとき

3. 違反時の手続

当社が上記「1. 新株式発行等の手続」に従わずに本追加新株式発行等の発行決議を行った場合には、当社は、かかる本追加新株式発行等における主要な条件・内容と同等の条件・内容にて、直ちに Oak キャピタル株式会社に対し本追加新株式等を別途発行又は交付しなければならない。

9. 大株主及び持株比率

(平成27年4月23日現在)

大株主の名称	持株比率
菊川 暁	24.90%
日本証券金融(株)	2.67%
(株)SBI証券	2.36%
バンクオブニューヨーク メロン エスエー エヌブイ (常任代理人 (株)三井住友銀行)	1.69%
山本 大輔	1.24%
ビー・エヌ・ピー・パリバ ニューヨークブランチ (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1.19%
野村証券(株)	0.94%
松井証券(株)	0.66%
マネックス証券(株)	0.46%
中村 貴嗣	0.44%

(注) 1. 所有株式数につきましては、平成27年3月31日時点の株主名簿に記載された数値を基準とし、当社において把握している平成27年3月31日以降の株主の異動を加味して、平成27年4月23日現在の発行済株式数における持株比率を記載しております。

2. 平成27年4月23日現在の発行済株式総数は14,732,700株であります。

3. 持株比率は小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. 割当予定先については、本件による株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを表明していることから、割当後における当社の大株主とならな

いと見込んでおります。

10. 今後の見通し

本新株式及び本新株予約権による平成28年3月期連結業績に与える影響は現在精査中ではありますが、今回の資金調達により、スマートフォンアプリ事業の成長戦略を推進し、事業領域を拡大することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、ひいては既存の株主の皆様の利益につながるものと考えております。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）（単位：百万円）

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高	4,266	2,169	814
営業利益	△100	△820	△345
経常利益	△85	△865	△277
当期純利益	△512	△2,268	△263
1株当たり当期純利益（円）	△48.28	△213.55	△23.94
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産（円）	204.50	8.95	14.81

※ 平成25年5月15日開催の取締役会決議により、平成25年10月1日付で1株を100株に株式分割いたしました。なお、上記は平成23年3月期期首に分割したとみなして、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を記載しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成27年4月23日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	14,732,700株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	238,300株	1.62%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—株	—%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—株	—%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
始値	184円	142円	190円
高値	285円	399円	3,475円
安値	74円	107円	134円
終値	147円	180円	666円

※ 平成25年5月15日開催の取締役会決議により、平成25年10月1日付で1株を100株に株式分割いたしました。なお、上記は株式分割されたものとみなして記載しております。

② 最近6か月間の状況

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
始 値	210 円	177 円	207 円	990 円	1,360 円	907 円
高 値	210 円	255 円	855 円	3,475 円	1,375 円	982 円
安 値	165 円	173 円	198 円	950 円	830 円	655 円
終 値	173 円	210 円	855 円	1,480 円	921 円	666 円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 27 年 4 月 22 日現在
始 値	968 円
高 値	1,104 円
安 値	963 円
終 値	1,100 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・ 第三者割当増資

払 込 期 日	平成 25 年 9 月 17 日
調 達 資 金 の 額	87,650,000 円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	161 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	10,623,000 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	550,000 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	11,173,000 株
割 当 先	菊川 暁
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	当社事業資金：57 百万円 当社連結子会社 Gala Lab Corp.のスマートフォンアプリ事業資金：30 百万円
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	当社事業資金：平成 25 年 9 月～平成 25 年 11 月 連結子会社 Gala Lab Corp.スマートフォンアプリ事業資金：平成 25 年 10 月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	当社事業資金及び当社連結子会社 Gala Lab Corp.のスマートフォンアプリ事業資金に全額充当いたしました。

※ 平成 25 年 5 月 15 日開催の取締役会決議により、平成 25 年 10 月 1 日付で 1 株を 100 株に株式分割いたしました。なお、上記は第三者割当増資前に分割されたものとみなして記載しております。

※ 平成 25 年 9 月 17 日付の第三者割当増資で調達した 88 百万円の資金用途につきましては、当社事業資金 57 百万円、当社連結子会社 Gala Lab Corp.のスマートフォンアプリ事業資金として 30 百万円充当いたしました。

当社事業資金 57 百万円については、平成 25 年 9 月に連結子会社 Gala Lab Corp.に対して金融機関借入の返済の一部充当として 5 百万円を貸付け (金利：5.76%、返済期限：平成 26 年 3 月)、平成 25 年 9 月に連結子会社(株)ガーラウェブへ借入金の返済として 15 百万円を返済し、平成 25 年 10 月に本社事務所移転費用 5 百万円を支出し、平成 25 年 11 月に連結子会社(株)ガーラポケットにスマートフォンアプリ事業資金として 5 百万円を貸付け (金利：5.76%、返済期限：平成 26 年 3 月)、平成 25 年 9 月から平成 26 年 1 月に当社の持株会社としての事業資金として 28 百万円をに支出いたしました。

連結子会社(株)ガーラポケットへの貸付はグループ内部への支払資金不足の対応であり、連結子会社(株)ガーラウェブへの返済は当社が持株会社としてのグループ内金融機能により実施しており、連結子会社 Gala Lab Corp.の金融機関借入返済分の貸付は、同社が債務超過であることから急遽金融機関への返済が確定することとなったことで、当社が持株会社としての金融機能として対応したものであります。なお、連結子会社(株)ガーラポケット及び連結子会社 Gala Lab Corp.へ貸付けた資金は各連結子会社における人件費及び事務所賃借料並びにその他経費の資金支出に全額充当しており、連結子会社(株)ガーラウェブへ返済した資金は人件費及び事務所賃借料並びにその他経費の資金支出に一部を充当し、残額は当社が現金及び預金で保有しております。

・第三者割当増資

払 込 期 日	平成 26 年 1 月 27 日
調 達 資 金 の 額	98,840,000 円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	240 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	11,173,300 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	416,000 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	11,589,300 株
割 当 先	菊川 暁
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	当社事業資金：58 百万円 当社連結子会社 Gala Lab Corp.のスマートフォンアプリ事業資金：40 百万円
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	当社事業資金：平成 26 年 1 月～平成 26 年 4 月 連結子会社 Gala Lab Corp.スマートフォンアプリ事業資金：平成 26 年 1 月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	当社事業資金及び当社連結子会社 Gala Lab Corp.のスマートフォンアプリ事業資金に全額を充当いたしました。

※ 平成 26 年 1 月 27 日付の第三者割当増資で調達した 99 百万円の資金用途につきましては、当社事業資金 58 百万円、当社連結子会社 Gala Lab Corp.のスマートフォンアプリ事業資金として 40 百万円充当いたしました。

当社事業資金 58 百万円については、平成 26 年 1 月に連結子会社 (株)ガーラウェブへ借入金の返済として 15 百万円を返済し、連結子会社(株)ガーラポケットにスマートフォンアプリ事業資金として 5 百万円を貸付け (金利：5.76%、返済期限：平成 26 年 3 月)、平成 26 年 2 月に連結子会社 Gala Lab Corp.に金融機関借入の返済の一部充当として 15 百万円を貸付け (金利：5.76%、返済期限：平成 26 年 3 月)、平成 26 年 1 月から平成 26 年 3 月に当社の持株会社としての事業資金として 17 百万円を支出いたしました。

連結子会社(株)ガーラポケットへの貸付はグループ内部への支払資金不足の対応であり、連結子会社(株)ガーラウェブへの返済は当社が持株会社としてのグループ内金融機能により実施しており、連結子会社 Gala Lab Corp.の金融機関借入返済分の貸付は、同社が債務超過であることから急遽金融機関への返済が確定することとなったことで、当社が持株会社としての金融機能として対応したものであります。なお、連結子会社(株)ガーラポケット及び連結子会社 Gala Lab Corp.へ貸付けた資金は各連結子会社における人件費及び事務所賃借料並びにその他経費の資金支出に全額充当しており、連結子会社(株)ガーラウェブへ返済した資金は同社が現金及び預金で保有しております。

・第三者割当増資

払 込 期 日	平成 26 年 3 月 31 日
調 達 資 金 の 額	247,708,800 円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	178 円 (Oak キャピタル株式会社) 188 円 (菊川 暁)
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	11,658,200 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	1,123,600 株 (Oak キャピタル株式会社) 266,000 株 (菊川 暁)
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	13,047,800 株
割 当 先	Oak キャピタル株式会社、菊川 暁
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	当社事業資金：197 百万円 当社連結子会社 Gala Lab Corp.のスマートフォンアプリ事業資金：50 百万円
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	当社事業資金：平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月 連結子会社 Gala Lab Corp.スマートフォンアプリ事業資金：平成 26 年 3 月～平成 26 年 9 月

現時点における 充 当 状 況	当社事業資金及び当社連結子会社 Gala Lab Corp.のスマートフォンアプリ事業資金に全額充当いたしました。
--------------------	---

※ 平成26年3月31日付の第三者割当増資で調達した247百万円の資金使途につきましては、平成26年4月から平成27年3月までに当社事業資金として197百万円を充当し、連結子会社 Gala Lab Corp.のスマートフォンアプリ事業資金として平成26年5月に50百万円の第三者割当増資引受により充当し、全額当初の予定どおり使用いたしました。

・ 第三者割当第2回新株予約権

割 当 日	平成26年3月31日
発行時における 調達予定資金の額	302,845,674円（差引手取概算額）
現時点における 調達した資金の額	302,826,874円
行 使 価 額	188円
募集時における 発行済株式数	11,658,200株
当該募集による 潜在株式数	1,595,800株
現時点における 行 使 状 況	行使済株式数：1,595,700株
割 当 先	Oak キャピタル株式会社
発行時における 当初の資金使途	当社事業資金：102百万円 当社連結子会社 Gala Lab Corp.のスマートフォンアプリ事業資金：150百万円 当社連結子会社(株)ガーラポケット（現(株)ガーラジャパン）のスマートフォンアプリ事業資金：50百万円
発行時における 支 出 予 定 時 期	当社事業資金：平成27年4月～平成28年3月 連結子会社 Gala Lab Corp.スマートフォンアプリ事業資金：平成26年4月～平成28年3月 当社連結子会社(株)ガーラポケット（現(株)ガーラジャパン）のスマートフォンアプリ事業資金：平成26年4月～平成28年3月
現時点における 充 当 状 況	当社事業資金及び当社連結子会社 Gala Lab Corp.のスマートフォンアプリ事業資金及び当社連結子会社(株)ガーラポケット（現(株)ガーラジャパン）のスマートフォンアプリ事業資金の一部を充当いたしました。

※ 平成26年3月31日付の第三者割当増資で調達した302百万円の資金使途につきましては、連結子会社(株)ガーラポケット（現(株)ガーラジャパン）にスマートフォンアプリ事業資金として、平成26年5月、6月、7月、9月、10月及び12月に40百万円を貸付け（金利：5.76%、返済期限：平成28年3月）残額は10百万円となり、連結子会社 Gala Lab Corp.スマートフォンアプリ事業資金として、平成27年1月に18百万円の日本でのサービス提供のライセンス代金、平成27年3月に56百万円の第三者割当増資引受けにより充当し残高76百万円となり、当社の持株会社としての事業資金から、平成26年10月に韓国でスマートフォンアプリ事業を行う Gala Connect Inc.新規設立に18百万円を充当し残額84百万円となりました。残額合計の170百万円は、当社で現金及び預金で保有しております。

(別紙1)

株式会社ガーラ
第三者割当による募集株式の発行要項

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 募集株式の種類 | 当社普通株式 299,800 株 |
| (2) 払込金額 | 1 株につき 1,001 円 |
| (3) 払込金額の総額 | 300,099,800 円 |
| (4) 増加する資本金及び
資本準備金の額 | 資本金 金 150,049,900 円
資本準備金 金 150,049,900 円 |
| (5) 申込日 | 平成 27 年 5 月 11 日 |
| (6) 払込期日 | 平成 27 年 5 月 11 日 |
| (7) 募集の方法及び割当株式数 | 第三者割当の方法により、全ての株式を
Oak キャピタル株式会社に割り当てる。 |
| (8) 払込取扱場所 | 株式会社三井住友銀行 恵比寿支店 |
| (9) その他 | ①上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
②上記新株の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。 |

以 上

(別紙2)

株式会社ガーラ
第3回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社ガーラ第3回新株予約権 (以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 13,768,420 円
3. 申込期日 平成 27 年 5 月 11 日
4. 割当日及び払込期日 平成 27 年 5 月 11 日
5. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を Oak キャピタル株式会社に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 1,091,000 株とする (本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数 (以下、「割当株式数」という。) は 100 株とする。)。但し、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額 (第 9 項第(2)号に定義する。) の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 10,910 個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個につき金 1,262 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた 1 円未満の端数は切り上げるものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額 (以下、「行使価額」という。) は、金 1,100 円とする。但し、行使価額は第 10 項の規定に従って調整されるものとする。
10. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式 (以下、「行使価額調整式」という。) をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合 (無償割当てによる場合を含む。) (但し、新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。) の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日 (募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場

合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

⑤本号①ないし③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①ないし③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が保有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生等により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成 27 年 5 月 11 日（本新株予約権の払込み完了以降）から平成 29 年 5 月 10 日までとする。但し、第 13 項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
13. 本新株予約権の取得事由
本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日に適用のある行使価額（本要項第 9 項第(2)号に定める行使価額とする。ただし、行使価額が第 10 項によって調整された場合は調整後行使価額とする。）の 150%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、本項において「取得日」という。）の 2 週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個につき金 1,262 円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
14. 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
15. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
17. 新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 18 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第 18 項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第 19 項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。
18. 行使請求受付場所
株式会社ガーラ グループマネジメント部
19. 払込取扱場所
株式会社三井住友銀行 恵比寿支店
20. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い
当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。
 - ①交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - ②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - ④新株予約権を行使することのできる期間
第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日

- のいずれか遅い日から、第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
第 16 項に準じて決定する。
 - ⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
第 9 項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
 - ⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件
第 12 項及び第 13 項に準じて決定する。
 - ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

21. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以 上